

現行支援方針(H22.12)の「第4 実施項目」に係る取組状況

(「○」は実施済・達成。「―」は未実施・未達成。)

福島県市町村国民健康保険広域化等支援方針(H22.12) 第4 実施項目			支援方針の取組(達成)状況		
			H22	H23	H24(予定含)
1 事業運営の 広域的な取組に ついて	(1)レセプト点検の共同実施	ア 点検マニュアルの作成	―	―	○
		イ 講習会・情報交換会の開催	○	○	○
	(2)ジェネリック医薬品差額通知の共同実施	ア 被保険者への啓発・差額通知を実施	○	○	○啓発51 ○差額50
		イ 差額通知で共同実施できる事業(発送時期の統一化等)を検討	―	―	―
	(3)医療費分析の共同実施	医療費分析で共同実施できる事業(情報交換会の開催等)を検討	―	―	―
	(4)広域的な保健事業(特定健診・特定保健指導に関する事項)	特定健診等の受診率向上のため、各種研修会や意見交換会を開催	―	―	○
2 財政運営の 広域的な取組に ついて	(1)国庫負担の拡充を国に要望		○	○	○
	(2)対象範囲の拡大・拠出金算定方式の変更については引き続き検討		○	○	○
3 標準設定	(1)国保税収納率の目標設定 について	ア 本県の目標を89%に設定	―	○	
		イ 保険者規模別の収納目標を4段階で設定 (ア) 5万人以上・85.76%、(イ) 1万人以上5万人未満・90.89%、 (ウ) 1千人以上1万人未満・92.62%、(エ) 1千人未満・98.20%	○ 16保険者	○ 32保険者	
		ウ 目標収納率を上回った保険者は県調交で対応するよう検討	○	○	○
		エ 目標収納率を下回った場合でも収納率の向上があった場合は県調交での対応を検討	○	○	○
		オ 目標収納率を達成出来なかった保険者には県が助言等を行うほか、収納対策事業等に積極的に参加	○	―	○
		カ 滞繰は早期解消を目指す	○	○	○
		キ 滞繰は生活実態を把握して適切に滞繰整理を実施	○	○	○
	(2)標準的な保険料(税)算定 方式等について	ア 「資産割」を縮小・廃止し、4方式から3方式への移行を目指す	○ 4保険者	○ 4保険者	○ 4保険者
		イ 国標準割合(応能・応益 50:50)を参考に、応能・応益とも45%～55%の範囲内を目指す	○47保険者	○51保険者	○46保険者